

通所リハビリテーション運営規程

1. 事業の目的及び運営の方針

この規程は、社会医療法人南信勤労者医療協会が開設する指定居宅サービス事業者「つるみね共立診療所」（以下事業者という。）が行う通所リハビリテーション事業（以下事業という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的にする。要介護状態となった利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション計画を作成し、日常生活動作の訓練や指導、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、日常生活動作の拡大や心身の機能回復、維持を図る。

2. 運営方針

通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・食事・送迎・入浴・相談援助の提供、介護方法・機器の紹介などを行う。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の名所等

事業所の名称	つるみね共立診療所
事業所の所在地	長野県岡谷市川岸上 1-22-21 〒394-0048
サービスの種類	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

4. 職員の職種、員数及び職務内容

管理者 1人

＊管理者は通所リハビリテーション従業者に通所リハビリテーション計画を作成させ、適切なサービスを提供させると共に、事業者の運営管理に責任を持ち、当該指定基準に従うところの事業を行う。

医師 1人

＊医師は利用に必要なリハビリテーションの提供にあたって、医学面での管理、その他適切な指導助言を行うとともに従業者に対して必要な指示を出すものとする。

作業療法士 2人 理学療法士 2人

＊利用者に対して医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき適切なりハビリテーションを実施するものとする。

看護師 1人

＊医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき利用者のバイタルサインの点検、身体的一般状態の観察、その他適切な日常生活動作指導を実施するものである。

介護福祉士 4人

＊医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき利用者の日常生活動作支援、レクリエーションを実施するものである。

5. 営業日及び営業時間

営業日 毎週 月曜日～金曜日

（但し、祝日、8月14日～16日及び12月30日～1月3日は休業）

営業時間 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 9：00～16：30

水曜日 9：00～13：30

6. 指定通所リハビリテーションの利用定員

1単位 57人

7. 事業の提供方法及び内容

- ① 医師の指示及び居宅サービス計画、通所リハビリテーション計画に基づき、適切な通所リハビリテーションサービスを提供する。
- ② 診療、運動機能検査、作業能力検査などを基に、病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、共同してリハビリテーション計画を作成する。
- ③ サービスの提供は通所リハビリテーション計画に従って、利用者や家族の立場に立ち、懇切、丁寧に言い、その内容や必要事項についてはよく説明し、同意を得る。
- ④ それぞれの利用者について、サービスの実施状況及びその評価を診療録に記載し、目標の達成状況は再評価し、更に必要な計画を作成する。
- ⑤ 事業所においてはリハビリテーションの提供と併せて食事、入浴の提供を行うものとする。

8. 利用料その他の費用の額

- ① 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。
- ② 事業所は前項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。
 - (1) 通常の事業実施以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費はその実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合は1km当たり14.6円で積算した額を交通費として徴収する。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。
 - (2) 食事代 1食 **650**円
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 時間外料金 介護報酬の告示上の額より算出した実費の額とする。
 - (5) 上記の他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と思われる費用。
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

9. 通常の事業の実施地域

長野県岡谷市全域

10. 通所リハビリテーション計画の作成

- 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
 - 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

11. サービスの利用に当たっての留意事項

- ① サービスの提供に当たっては、事故（転倒等）のないよう安全には細心の注意を払う。
- ② 利用者の使用する施設、食器、その他の設備または飲用に供する水については衛生的管理に努める。
- ③ 利用者の医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

④ 事業所においては感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに 市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

1 3. 虐待の防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 4. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の更を行うものとする。

1 4. 苦情処理

管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとする。

2 提供した通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した通所リハビリテーションに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

1 5. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う

1 6. その他運営に関する重要事項

※従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

※従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

※当該の指定基準に従い業務を行う。

※事業者は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備

する

17. (従業員の研修)

従業員の資質向上を図るため、全ての従業員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内に実施
- (2) 継続研修 年 1 回以上実施

18. (記録の整備)

事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

附 則

この運営規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する

2025 年 7 月 1 日一部変更 食事代変更